

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた  
科学技術イノベーションの取組に関する  
タスクフォースの開催について

平成26年7月31日  
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）  
決 定

1. 趣旨

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下「大会」という。）は、最新の科学技術が課題を解決した社会を世界へ発信することにより、我が国の産業の世界展開や海外企業の対日投資等を喚起し、我が国の経済成長を強力に推進する上で絶好の機会となる。

大会で活用又は大会に合わせて実用化していくべき科学技術イノベーションの取組について、研究開発の成果やその実用化に必要な規制改革等の制度改善を組み合わせ、着実に実用化に結び付けるプロジェクトを形成するため、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）の下で「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

2. 構成

タスクフォースは、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）は、タスクフォースに総合科学技術・イノベーション会議有識者議員の出席を求めることとするほか、必要と認める場合、構成員を追加することができる。

3. 検討事項

タスクフォースの検討事項は、以下のとおりとする、

- (1) 大会に活用又は大会に合わせて実用化していくべき科学技術イノベーションの取組に関するプロジェクトの設定・推進に当たり、最新の科学技術を適用する上での基本的理念
- (2) (1) のプロジェクトの付加価値を高めるための方策
- (3) (1) のプロジェクトを通じて日本発の科学技術イノベーションを広く世界に発信するための方策

4. 公開

タスクフォースは原則として公開とする。

## 5. 庶務

タスクフォースの庶務は、内閣官房健康・医療戦略室、同情報通信技術総合戦略室、同情報セキュリティセンター等との連携の下に内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において処理する。

## 6. その他

前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、タスクフォースにおいて別に定める。